

(イ) 申請ノ時ノ受給者ノ扶養家族數

(ロ) 準則ノ承認又ハ制定許可申請書ナル場合ニ

於テハ當該準則ニ依ル一月分ノ支給總額(申請

ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)

(ハ) 準則ノ變更許可申請書ナル場合ニ於テハ變

更前ノ準則ニ依ル一月分ノ支給總額及變更ニ因

リ增加支給ト爲ルベキ一月分ノ總金額(申請ノ

月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)

(二) 當該準則ニ依ル一月分ノ支給總額(申請ノ

月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヨリ

家族手當方扶養家族一人ニ付月三圓ナル場合ニ

於ケル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶

養家族數ヲ基準トスルコト)ヲ控除シタル金額

及其ノ財源ノ捻出方法例ヘバ經營ノ簡素化ニ依

ル一般経費ノ節減其ノ他機密費、交際費、接待

費、廣告宣傳費等ノ経費ノ節減又ハ利益金處分

二依ル社外流出金ノ減額等

(ホ) 最近二賞與期間ニ於ケル賞與支給總額(令

第二十條各號ニ掲タル手當以外ノ手當ヲ含ム)

ノ基本給料支給總額ニ對スル割合

(ヘ) 原價計算ヲ實施シ居ル會社ニ在リテハ最近

四事業年度ニ付事業年度毎ノ總原價ニ對スル令

第十七條社員給與總額(入營、召集、徵用又

ハ休職中ノ社員ニハ支給シタル給與ヲ除ク以下

同ジノ割合、其ノ他ノ會社ニ在リテハ最近四

事業年度ニ付事業年度毎ノ總支出ニ對スル令第

十七條ノ社員給與總額ノ割合

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

彙 輯

[参照]

ヲ掌ル

一 行政各部統計ノ統一ニ關スル事項

二 國際統計事務ニ關スル統轄事項

三 人口統計、勞働統計其ノ他國勢ノ基本ニ關スル

シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ

限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲タル者ニシテ主トシテ當

該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸

籍内ニ在ル者

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十

九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スペキ申請書、報告

書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其

ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店

又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務局出張

所ヲ經テ提出スペシ

五 前四號ニ掲タル會社以外ノ會社第三十一條乃

至第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ報告書又ハ申請

書ヲ提出セントスルトキハ之ヲ二通作成シ主務

大臣ニ直接提出スペシ

第二條 統計局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長 総計官補 専任二人 勅任

書記官 総計官補 專任三人 奏任

統計官補 專任十人 判任

屬 專任七人 奏任

判任

理人

第四條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條 総計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第六條 総計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス

第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

行政簡素化の爲にする統計局官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せれら

た。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ内閣所屬職員ノ職ニ在リテ統計局書

屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ内閣統計局書

第一條 統計局官制(昭和十七年十一月一日)
勅令第七百三十六號

記官ハ統計局書記官ニ、内閣統計局統計官ハ統計局統計官補ニ、内閣屬

官ニ、内閣統計局統計官補ハ統計局統計官補ニ、内閣屬

ハ統計局屬ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ内閣所屬職員ニシテ休職中ノ者（休

職ノ際内閣統計局ニ屬シタル者ニ限ル）別ニ辞令ヲ發

セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ統計局ノ職

員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ統計局ノ職

大東亞省官制の公布

大東亞經營の國策的要請に伴ひ創設せらるゝことに
なつた大東亞省の官制は昭和十七年十一月一日附官報
號外を以て左の如く公布せられた。

大東亞省官制（昭和十七年十一月一日附官報
勅令第七百七號）

第一條 大東亞大臣ハ大東亞地域（内地、朝鮮、臺灣
及樺太ヲ除ク以下同ジ）ニ關スル諸般ノ政務ノ施行
(純外交ヲ除ク)、同地域内諸外國ニ於ケル帝國商事
ノ保護及同地域内諸外國在留帝國臣民ニ關スル事務
並ニ同地域ニ係ル移植民、海外拓殖事業及對外文化
事業ニ關スル事務ヲ管理ス

大東亞大臣ハ第一項ニ規定スル事務ニ付大東亞地域

ニ駐在スル外交官及領事官ヲ指揮監督ス

第二條 大東亞省ニ左ノ四局ヲ置ク

總務局

滿洲事務局

支那事務局

南方事務局

第三條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 大東亞地域ニ關スル重要政策ノ企畫及省務ノ綜
合調整ニ關スル事項
- 二 大東亞地域ニ關スル調查及資料整備並ニ情報ニ
關スル事項
- 三 大東亞地域ニ於ケル邦人要員ノ鍊成ニ關スル事
項
- 四 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項
- 五 他局ノ所管ニ屬セザル事項
- 第六條 滿洲事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 關東局ニ關スル事項
 - 二 滿洲國ニ關スル外政事項
 - 三 滿洲國ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別ノ法
令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關ス
ル事項
 - 四 滿洲移植民及滿洲拓殖事業ニ關スル事項
 - 五 對滿文化事業ニ關スル事項
 - 六 其ノ他關東州及滿洲國ニ關スル事項
- 第七條 支那事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 支那ニ關スル外政事項
 - 二 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別ノ法令
ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關スル
事項
 - 三 對支文化事業ニ關スル事項
 - 四 其ノ他支那ニ關スル事項
 - 第五條 南方事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 南洋廳ニ關スル事項
 - 二 タイ國及印度支那ニ關スル外政事項
 - 三 南方諸地域ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別
ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ
關スル事項
 - 第六條 南方事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 南洋廳ニ關スル事項
 - 第七條 大東亞省ニ電信官補專任七人ヲ置ク判任ト
上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス
 - 第八條 大東亞省ニ通譯官補專任四人ヲ置ク判任ト
上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス
 - 第九條 大東亞省ニ電信官補專任七人ヲ置ク判任ト
上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス
 - 第十條 大東亞省ニ通譯官補專任四人ヲ置ク判任ト
上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス
 - 第十一條 大東亞省ニ大東亞技師專任十四人ヲ置ク奏任ト
上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル
 - 第十二條 大東亞省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任ト
上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル
 - 第十三條 大東亞省ニ電信官專任三人ヲ置ク奏任ト
上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル
 - 第十四條 大東亞省ニ電信符號ニ關スル事務ヲ掌ル
上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル
 - 第十五條 大東亞省ニ大東亞技手專任二十八人ヲ置ク
奏任トス
 - 第十六條 大東亞省ニ通譯官補專任四人ヲ置ク判任ト
上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス
 - 第十七條 大東亞省ニ電信官補專任七人ヲ置ク判任ト
上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ從事ス
 - 第十八條 前諸條ノ職員ノ外大東亞大臣ノ奏請ニ依リ
關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズル
コトヲ得
 - 第十九條 大東亞省ニ於テハ陸海軍ニ策應協力スル爲
大東亞地域内占領地行政ニ關聯スル事務ヲ行フモノ